

福島第二原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和8年9月3日（木）

2 確認項目

4号機における原子炉内への異物落下事象に係る原因及び対策状況

3 確認結果の概要

東京電力が福島第二原子力発電所の廃止措置の一環として実施している4号機の原子炉内調査^{※1}において、令和8年7月14日に、原子炉内から試料を採取する装置（以下「試料採取装置」という。）^{※2}の部品（電極等）が原子炉内に落下する事象^{※3}が発生した。なお、現在、福島第二原子力発電所では原子炉に燃料は装荷されておらず、原子炉内への異物落下が直ちに安全性へ影響を及ぼすものではない。

東京電力により当該落下事象に係る原因究明と再発防止対策が取りまとめられ、8月26日より作業が再開されたことから、その内容や対策の実施状況について、東京電力からヒアリングを行うとともに、作業記録等を確認した。（前回確認：令和8年7月30日）

※1 原子炉内調査：福島第二原子力発電所の原子炉の解体に向けた調査の一環として、原子炉内壁の一部を採取し、含まれる放射性核種の種類、濃度等を調べるもの。

※2 試料採取装置：装置に取り付けられた電極に高電圧をかけ、電極と対象物との間で放電させることで、発熱により対象物を溶解し、採取する装置。原子炉内調査では、この装置を原子炉内に吊り下ろし、原子炉内から試料を採取後、試料を装置内に回収する計画。

※3 東京電力が原子炉内に落下したと確認したものは、試料採取装置の電極1個、落下防止治具1個及びボルト2本である。この落下事象について、東京電力は7月17日に不適合（グレードGⅢ（軽微な不適合事象））と判定し、7月21日に公表した。

【ヒアリング等により東京電力から確認した事項】

- ・試料採取装置の部品が落下した要因は、レギュレータ（空気圧調整器）の誤操作によるアース外れ、空気圧の監視不足及び装置隙間からの脱落等、複数の要因が重なって発生したことを確認した。
- ・また、東京電力は再発防止対策として、以下の7項目を講じているとのことである。各対策の実施状況について、手順書が改定されていること等を確認した。

- ① 手順書・要領書の改定
- ② チェックシートの導入
- ③ 誤操作防止対策及び物理的な落下防止対策
- ④ 狭隘部^{※4}の明確化
- ⑤ 監視強化、複数人による作業
- ⑥ 作業員全員への教育の実施
- ⑦ 東電社員による関与の強化

※ 4 狭隘部：原子炉内で試料採取装置を上下方向に移動させる際、装置の位置を微調整する必要がある箇所。